# Alpha Consulting News α

## アルファ　コンサルティング　ニュース 2018年4月1日　#44

いつもお世話になっております。社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングの小島史明です。いよいよ新年度になりました。今年度も人事労務に関する様々な情報を発信していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 1. お仕事カレンダー：2018年4月のお仕事カレンダー

4月のお仕事カレンダーを公開しました。いよいよ新入社員が入社し、人事担当者にとっては入社に伴う書類を提出してもらうなど細々とした業務が多くなる時期ですね。この時期は長時間労働になる心配がありますので、部内でコミュニケーションをとり業務の調整をしながら進めていきましょう。

↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

http://www.alphaco.jp/monthly_work_4749.html

### 2. 届出の重要度が増す雇用保険手続きでのマイナンバー

マイナンバーは、平成28年1月より利用が開始され、平成30年3月5日からは事業所における社会保険手続きにおいてもその記載が求められるようになりました。これに併せて、これまでマイナンバーの記載がなくても受理されていた雇用保険の届出についても、取扱いが変更される予定になっています。平成30年5月以降については、マイナンバーの記載がない届出については、一旦提出した書類がハローワークから返戻され、再提出するよう求められることになるようです。↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_4750.html

### 3. 有期契約労働者の雇止めを行う際の留意点

非正規労働者が全労働者に占める割合が4割という時代となっています。みなさんの会社でも、契約社員やパートタイマーなどの有期契約労働者を雇用しているケースが多いのではないでしょうか。この有期契約労働者については、雇止めを行う際にトラブルになりやすいことから、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成15年厚生労働省告示第357号）が出されています。そこで、今回はこの中から、雇止めの予告と雇止めの理由の明示についてとり上げます。↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_4733.html

## 4. 旬の特集：定年後に再雇用を希望しない従業員の退職後の健康保険・雇用保険・年金の手続き

2ヶ月に1回更新している「旬の特集」を更新しました。今回は、定年退職者の中には再雇用を希望せずに定年退職する人もいることから、その人の退職後の健康保険・雇用保険・年金の手続きをとり上げています。どのような点に注意が必要なのか、確認しておきます。

↓旬の特集はこちらから！

http://www.alphaco.jp/season_contents_4742.html

## 5. おすすめリーフ：派遣先の皆様へ（平成27年労働者派遣法改正法の再周知について）

今回のおすすめリーフレットは、「派遣先の皆様へ（平成27年労働者派遣法改正法の再周知について）」です。平成27年の労働者派遣法の改正から、平成30年9月30日で3年が経過するに当たり､派遣先企業向けに労働者派遣の受入れを適正に行うためのポイントをまとめたリーフレットです。

↓「派遣先の皆様へ（平成27年労働者派遣法改正法の再周知について）」を　含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！

http://www.alphaco.jp/leaflet_1.html

## 編集後記

4月より障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引上げとなり、常時45.5人以上の労働者を雇用する事業主が障害者1名以上の雇用義務の対象となります｡雇用人数に不足が生じている事業主がいらっしゃいましたら、早めに採用に向けたアクションを行いましょう。

発 行 元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング
〒101-0065　東京都千代田区西神田1-3-6 UETAKEビル5階
TEL:03-6811-0570　FAX:03-6811-0571
発 行 人：小島史明　kojima@alphabenefit.com　ホームページ　：http://www.alphaco.jp/

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。